

非破壊式測定器を導入 ～食品放射能測定検査用～

食品放射能測定検査に、非破壊式測定器が導入されました。今までの測定器では、食材を細かく刻み検査していましたが、非破壊式測定器は細かく刻むことなく検査することができます。検査した食材をお返しすることもできますので、自家栽培の食材は放射能測定検査を受けてから食べることをお勧めします。

返却を希望する場合は、申し込みの際にお伝えください。

●食品放射能検査の流れ

- ①検査用食材を最低500g 勤労青少年ホームに持参する。
- ②申請用紙を記入する。
(備考欄の「返却を希望する・希望しない」に○をつける)
- ③申請用紙と検査用食材を提出する。
- ④検査
- ⑤勤労青少年ホームにて検査結果報告書を受け取る。

●注意事項

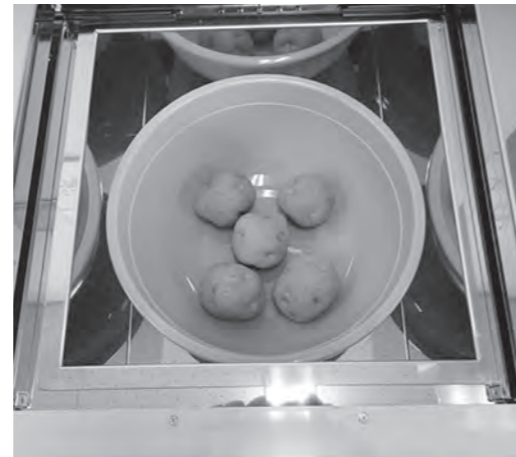
測定器に収まらない大きさの食材は、必要に応じて切らせていただくことがあります。

また、検査の状況に応じて、食材をお返しできない場合もございますので、ご了承ください。

- 問い合わせ先 簡易放射能測定センター ☎62-2444
(勤労青少年ホーム内)



非破壊式測定器「そのままはかるNDA」



食品を刻まずに検査することができます

アタマジラミが発生しています！

アタマジラミは、季節を問わず、不潔・不衛生とも直接関係なく、ごく普通の生活の中で発生します。また、集団発生することもあります。

〈アタマジラミとは〉

人の頭髮に寄生して頭皮から血を吸う虫です。主な症状はかゆみですが、感じ方には個人差があるため、症状だけで判断することはできません。頭皮や毛髪をよく観察しましょう。

卵は後頭部や耳の後ろの生え際に産み付けられることが多いと言われています。成虫は動き回るため見つけにくいことがあります。

〈駆除方法〉

頭に寄生しているものを直接駆除するとともに頭が触れた物の洗濯を行います。アタマジラミ専用のクシを使う方法と薬剤（シャンプー剤とパウダー剤があります）を使う方法があり、どちらも薬局で購入できます。

かゆみがひどい場合は皮膚科を受診しましょう。駆除できたと思っても最低1週間は毎日、頭皮や毛髪を確認してください。また、再度寄生されるのを防ぐため、枕カバー・シーツ・タオル等は毎日交換しましょう。

〈予防方法〉

アタマジラミの予防には毎日の洗髪が重要です。月に数回は保護者が洗髪することも予防対策のひとつになります。お子さんが頻繁に頭を掻くようになった場合は、注意深く確認しましょう。

- 問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115



会社を退職した方は国民年金加入の手続きを！

20歳以上60歳未満の農業、自営業、学生などの方や厚生年金に加入していない方は、国民年金に加入しなければなりません。将来、年金を受給するためには、原則25年以上の年金加入期間が必要となります。加入の手続きを行わないと、年金が受給できなくなり、年金が受給できなくなり、年金が受給できなくなります。

会社を退職した方や配偶者の扶養からはずれた方は、必ず健康保険資格喪失証明書や離職票等を持参のうえ、税務町民課で国民年金加入の手続きをしてください。

国民年金を受給するには？

老齢基礎年金が受給できるのは原則65歳以上です。

国民年金と厚生年金の加入期間が合わせて25年以上（納付期間+免除期間）の要件を

国民年金だより



満たす方で請求する場合は、必要書類を添付のうえ、手続きしてください。国民年金にのみ加入していた方は税務町民課でも請求することが可能ですが、厚生年金の加入期間がある方は、年金事務所でする必要があります。

学生納付特例制度

学生納付特例制度は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなりますが、老齢基礎年金の金額の計算期間には含まれませんので、この制度を受けると満額の老齢基礎年金を受給できなくなります。

ただし、適用された期間から10年以内であれば、猶予された保険料をさかのぼって納

めること（追納）ができます。（老齢基礎年金を満額受給するには、40年の保険料納付期間が必要です。）

この制度は、卒業するまで毎年申請することが必要となりますが、申請するときの2年1か月前までさかのぼって申請することも可能です。

保険料免除制度

申請者・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に難しい場合は、申請により保険料の納付が免除されます。

免除される額は、4種類（全額・4分の3・半額・4分の1）あり、前年の所得によって免除額が決まります。

▼問い合わせ先

税務町民課 ☎62-2112
郡山年金事務所 ☎024-1932-13434

町営住宅（災害公営住宅） 「東町団地」入居者再募集

- 募集戸数 9戸
(2DK4戸・3DK5戸)

●入居申込資格者

東日本震災により、住宅を滅失した方で、次の①～⑦の条件をすべて満たす方

- ① 鏡石町から東日本震災による「り災証明」の交付を受けた方で、次のアからウに該当する方
- ア「り災証明」が「全壊」で、現に住宅を滅失した方
- イ「り災証明」が「大規模半壊」または「半壊」で滅失することを余儀なくされた方
- ウ「半壊」以上の「り災証明」を受けた方で、自己都合によらず、退去せざるを得なくなった借家人
- ② 住宅に困窮していることが明らかなる方
- ③ 町内に住所または勤務場所がある方
- ④ 市区町村税等の滞納がない方
- ⑤ 入居者が暴力団員でない方
- ⑥ 町営住宅に入居歴がある方は、家賃の滞納がない方

⑦ 町内在住2名の連帯保証人をつけられる方

※③については、震災当時は町内に住所を有し、やむを得ず他市区町村へ転出した場合も可。④は、申請時に税の滞納がある場合でも、税務町民課と2年以内に完納する納付誓約をした方については、入居申し込みを受け付けます。

●申込方法

町指定の入居申込書（総務課で配布）に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類（所得証明書等）を添付し、総務課へお申し込みください。

- 受付期間 3月20日（金）まで
- 選考方法

申込者の資格審査や居住現況などから、入居者選考委員会の審議を経て、入居候補者を決定します。住宅困窮順位の決定が困難な場合は、公開抽選となります。

- ▼申込・問い合わせ先 総務課 ☎62-2117